

三の三項は重大にして經營上に關係するを以て、本社と打合せ本月末日迄に回答すべき旨答へたり。爾來中大路所長は右の回答の打合せのため上京し、同盟會の幹部も一部引上げて、暫く鑛山は平靜なりしが、十一月二十六日中大路所長歸山し、三十日午前八時同盟會幹部と會見して回答すべきを通じたり。二十八日福田法學士等同盟會幹部一行來り、労働者の歡迎盛にして演說會切りに催され、釜石町は活氣に充ちしが、鑛山側は切りに同盟會の切り崩しに努力すると共に（其の結果工作部は全部脱退、其他退會者續出）巡查及軍隊の派遣を乞ひ、二十九日憲兵三十人、兵百五十人來釜せり。

三十日同盟會交渉委員三十名は事務所に出頭、所長と會見す。所長は要求は全部之を拒絶したる旨を宣言し、會社より自發的に多少の賃銀増加其他の労働條件改善を近く發表すべきを告ぐ。茲に於て物情騒然、事務所に多數押寄せ來れり。然れども未だ暴行に至らず。

當日は公休日なりしを以つて一般に業務をなさず。一部作業中の業務も中止せらるゝに至れり。十二月一日左の三箇條を事務所より發表せり。

一、賃銀二割増

二、晝夜の交替制採用

三、米代として若干補給

同日午前中より多數の労働者は前月分の賃銀の支拂ひを要求し、事務所に押寄せ、所長の宅に侵入

して、器物を破壊し、暴行を行ふ。同盟會幹部は所長に面會して、退職手當の支給を要求したり。警察部長等多數立會ひ、所長に承諾せしめたり。（解雇手當は勤続年數十年の者には七十日分、一年を増す毎に五十日分を増す。他に歸郷旅費労働者一人に付三十圓、家族一人につき十圓を給する事とせり）右要求の承諾を得て、幹部は要求全部容れられたりと通告したるに、一般労働者は萬歳を叫びて引上げたり。然れ共、労働者の中には賃銀値上げ等の前の要求全部容れられたりと解したるものあり、或は之に依りて多數解雇せらるゝなりと解したるものありて、物情騒然たるものありき。一日は勿論、二日も亦作業せず。

三日四日五日引續き不穩の狀を呈して就業せざりしが、一方官憲の取締嚴を加へて（巡查二百五十人、兵士三百人、憲兵二十六人、其の他在郷軍人、消防夫、極力警戒、同盟會の主なるもの續々拘引せられ（三日より七日までの拘引者二十七名）他方町民、郡長、警察署長等の調停に依り、同社側は左の點に付き優遇方法を講ずることとし、五日同盟會との間に略々妥協成立し、六日より業務の開始を見るに至れり。

一、藥價の補助

二、不具、廢疾者並に家族の病氣、出産、死亡等に基き生活困難なるもの、救護の爲め、保護機

關の設置

第一釜石鑛山に於ける紛擾事件